

軽自動車税の税率が変わります

車体課税のあり方を含めた自動車関係税制の抜本的見直しが行われ、平成28年度から軽自動車税は下表の税率に変わります。

●原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車

車種区分		税額（年額）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

車種区分		税額（年額）
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他特殊作業用	5,900円

※農耕作業用自動車（例：トラクター、コンバイン、田植機などの乗用装置を兼ね備えたもの）は、公道を走行しない場合でも所有していれば軽自動車税の申告が必要です。税務課窓口にて手続きをお願いします。

なお、正当な理由なく、申告等をしなかった場合、西都市市税条例第88条に基づき、10万円以下の過料が科せられます。

●三輪及び四輪以上の軽自動車・・・最初の新規検査により『旧税率』『新税率』『重課税率』『軽課税率』のいずれかになります。

軽自動車の種別			旧税率（年額）	新税率（年額）	重課税率（年額）	軽課税率（年額）		
			H27.3.31以前に 新規検査した車両	H27.4.1以降に 新規検査した車両	新規検査から 13年を超える車両	電気・天然ガス 軽自動車（※1）	ガソリン車・ハイブリッド車（※2） 基準1（※3）	基準2（※4）
三輪の軽自動車（※5）			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上の 軽自動車	貨物 用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するとき（新規登録時）に受ける検査です。

最初の新規検査の年月は、自動車検査証内の「初度検査年月」欄をご確認ください。

※重課税率は、新規検査から13年を超える車両が適用となります。平成28年度は、初度検査年月が「平成14年以前」の車両となります。

※軽課税率は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、低排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい軽自動車に該当する場合、平成28年度のみ、軽課税率（グリーン化特例）が適用されます。

（次ページに続く）

- ※1 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。
- ※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。
- ※3 貨物用：平成27年度燃費基準値より+35%以上達成、乗用：平成32年度燃費基準値より+20%以上達成。
- ※4 貨物用：平成27年度燃費基準値より+15%以上達成、乗用：平成32年度燃費基準値達成。
- ※5 燃費基準は上記※1から※4を適用し、乗用貨物の区分は自動車検査証の用途欄に従います。

◆三輪及び四輪以上の軽自動車の税率区分早見表

初度検査年月	課税年度														
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
平成14年以前	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成15年1月～平成16年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成16年4月～平成17年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成17年4月～平成18年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成18年4月～平成19年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成19年4月～平成20年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成20年4月～平成21年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成21年4月～平成22年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成22年4月～平成23年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成23年4月～平成24年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成24年4月～平成25年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成25年4月～平成26年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成26年4月～平成27年3月	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成27年4月～平成28年3月	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率
平成28年4月～平成29年3月	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率	新税率

旧税率
 新税率
 重課税率（※廃車するまで継続）

(文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009)

身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免のお知らせ

自動車税は、毎年、4月1日現在の登録名義人に課税され、平成28年度の納期限は、5月31日（火）となっています。

障がい者の方のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、5月31日までに申請すれば、自動車税が減免されます。

下記において身体障がい者等減免申請の受付を行っていますので、詳しくはお問い合わせください。

場 所 : 宮崎県高鍋県税・総務事務所
期 日 : 4月1日（金）～5月31日（火）の平日
時 間 : 午前8時30分～午後5時15分

場 所 : 宮崎県西都総合庁舎 県税窓口
期 日 : 5月11日（水）・18日（水）・25日（水）
時 間 : 午前9時10分～12時、午後1時～4時

※身体障がい者等減免は、5月31日（火）までに申請しないと受けられませんのでご注意ください。

【お問合せ先】 宮崎県高鍋県税・総務事務所 0983-23-0213
宮崎県西都総合庁舎県税窓口 0983-43-2121
(文書取扱：西都市福祉事務所 障害福祉係 43-1206)

平成28年度 重度障害者タクシー料金 助成事業のお知らせ

タクシー利用券を4月1日から交付します

【対 象 者】 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する方
2. 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する方
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方

※障がいを理由に自動車税の減免（軽自動車税の減免を除く）を受けている方、また施設に入所中の方は該当しません。

【助成額等】 タクシー利用券24枚（4月申請決定のとき）

* 1枚につき小型タクシー基本料金の額

* 申請月により交付枚数が変わります。

【申 込 先】 手帳と印鑑をご持参のうえ、西都市福祉事務所障害福祉係にてお申し込みください。

※ご不明な点は、障害福祉係までお問合せください。

(文書取扱：西都市福祉事務所 障害福祉係 43-1206)

農道への長時間駐車は交通違反になります

農道は、農作業や住民の大切な生活道としての役割を果たしています。ところが最近、農道への長時間駐車などで、他の車が通れなかったり、農道や水路敷にハウス用のビニールや資材などの農業用資材が置かれているところがあります。

特に、農道への長時間駐車は交通違反であり、交通取り締まりの対象となります。このようなことから、農道の役割や他の利用者のことをあらためて考えていただき、必要があれば、ご自分の土地内に用地を確保し、農道への長時間駐車や水路敷等公用地に資材等を置かないようお願いいたします。

西都市 西都警察署 J A西都 西都市土地改良協議会

(文書取扱・問合せ先：農地林政課 農村整備係 43-3432)

肺がん集団検診（40歳以上）のご案内

肺がんはがんの中でも、治りにくいがんのひとつです。しかし、早期の段階で見つけることができれば治すことができます。西都市では、ヘリカルCTによる肺がん集団検診を実施します。

【対象】 西都市住民で40歳以上の方（年度内に40歳となる方も含む）

【内容】 低線量ヘリカルCT（放射線被爆量を極力抑えたCT検査）
5秒間の息止めの間に、寝台に横になっている受診者の周りをX線装置が回転して撮影を行います。

【料金】 3,000円

※西都市国民健康保険の方は1,500円。保険証を持参して下さい。

※下記に該当する方は、無料です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方（市役所税務課発行の世帯の課税証明を提示）
- ④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

【集団検診日程】（完全予約制）

検診日	曜日	受付時間	定員	検診場所	申込締切
6月 8日	水	9:00～15:30	110名	西都市 保健 センター	4月28日（木）
6月 9日	木	9:00～15:30	110名		4月28日（木）
6月27日	月	9:00～15:30	110名		5月20日（金）
6月29日	水	9:00～15:30	110名		5月20日（金）
9月 4日	日	9:00～15:30	110名		7月29日（金）
12月 5日	月	9:00～15:30	110名		8月15日（月）

※9月4日の午前中は、西都市国保特定健診および後期高齢者健診を受診される方のみ対象となります。

※以下に該当する方は、集団検診を受診できませんので、医療機関にご相談ください。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ②ペースメーカーを装着している方
- ③医療機関にて定期的に肺の病気で治療中・経過観察中の方
- ④かかりつけ医師の指示により検査を受けることができない方

【申込先】

西都市役所 健康管理課 健康推進係 43-1146

※定員になり次第締め切りとなりますので、早めのお申込みをお願いいたします。

※申込者には、検診前に問診票等を郵送いたします。

65歳以上の方は、肺がん検診を受けると結核検診（レントゲン検診）を受けることができません。肺がん検診を受けられた方には、結核検診のご案内は送付致しませんのでご注意ください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

胃がん集団検診（40歳以上）のご案内 「なんともない そんな時こそ検診へ」

胃がんは日本人が最もかかりやすいがんですが、検診で見つかる胃がんの約70%が早期の胃がんです。早期発見ができれば、『治るがん』と言われています。症状がなくても年に1回の検診を受けることが大切です。

【対象者】 西都市住民で40歳以上の方（年度内に40歳になる方も含む）

【料金】 1,200円

※西都市国民健康保険の方は500円。保険証を持参してください。

※JA西都女性部に加入している本人・家族は700円（助成券持参）

※下記に該当する方は、無料です。

①満70歳以上の方（保険証を提示）

②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）

③市民税非課税世帯の方

（市役所税務課発行の世帯の課税証明を提示）

④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

【集団検診】 申込み先：健康管理課 健康推進係（43-1146）

下記の日程で実施します。胃部X線検査（バリウム法）になります。

日 程	曜日	受付時間	検診場所	申し込み期限
5月18日	水	8:00~8:15	J A東米良支所	5月11日(水)
5月18日	水	9:30~9:45	児湯広域森林組合 ゆず事業所	5月11日(水)
6月 2日	木	7:40~9:00	保健センター	5月26日(木)
6月15日	水	7:40~9:00	保健センター	6月8日(水)
7月 9日	土	7:40~9:00	保健センター	7月1日(金)
9月 4日	日	7:40~9:00	保健センター	8月26日(金)

※集団検診申込者には、検診前に問診票等を郵送いたします。

※以下に該当する方は、集団検診は受診できませんので、医療機関にご相談ください。

- ①医療機関にて定期的に胃の病気で治療中であつたり、経過を観ている方
- ②過去にバリウムによるアレルギー症状があつた方
- ③普段からむせやすい、過去にバリウムでむせたことのある方
- ④消化管の病気（穿孔、閉塞、出血）のある方
- ⑤胃の全摘手術を受けられた方
- ⑥過去にバリウムの排便困難で医療機関を受診したことがある方
- ⑦妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ⑧自分でバリウムが飲めない方、台に上がることができない方
- ⑨体重120kg超過の方

【受診する際の注意事項】

当日の朝は食事抜きです。水・お茶も飲まず、たばこも吸わずに来てください。お薬を飲まれている方は、当日の服薬について主治医にご確認ください。検査は体調の良い時に受けるようにしましょう。

※年に1回、集団検診か個別検診のいずれかで受診してください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

30歳以上の女性のみなさん、 乳がん検診に行きましょう

日本人女性がかかるがんの中で第1位となっている乳がん。12人に1人が乳がんになる時代です。30歳を超えると増えはじめ、40歳代～50歳代で最も多く見られます。早期発見のために、ぜひこの機会に乳がん検診を受けましょう。

- 対象：西都市在住で、28年度内に30歳以上になる方
(ただし、2年に1度の検診になりますので、平成27年5月1日から平成28年2月29日までに受けられた方は対象外です)

- 内容：問診・マンモグラフィ検査・超音波検査

- 料金：3,000円 **1万円相当の検診を3千円で受けることができます**

※補助がある場合や無料になる場合があります。詳しくは、お申し込みの際お伝えいたします。

- 実施医療機関

大塚病院	日程：5月7日(土)、5月21日(土)、7月2日(土)、 8月13日(土)、9月3日(土)、1月7日(土)
鶴田病院	日程：5月1日～平成29年2月28日まで 時間：平日の午後2時から実施
ブレストピア 宮崎病院	日程：5月1日～平成29年2月28日まで 時間：平日の午後1時30分～、午後2時～、午後2時30分～

※集団検診（ブレストピア宮崎病院より保健センターにバスが来ます）
11月2日（水）、11月5日（土）、11月27日（日）、11月28日（月）、
1月23日（月）、2月11日（土）

- 申込み先：健康管理課 健康推進係 43-1146

☆国の施策により、前年度に40歳になられた方は乳がん検診を無料で受けることができます（超音波検査は自己負担）。対象者にはクーポン券を郵送しますので、お待ちください。

(文書取扱：健康管理課 健康推進係)

平成28年4月1日から妊婦健康診査助成券に 子宮頸がん検診の受診券が追加されます

母子健康手帳の交付を受け、妊婦健診を受診中の方に子宮頸がん検診の受診券を追加で交付することができます。そのため、今回の妊婦健診受診中に子宮頸がん検診を受けていらっしゃらない方で、受診を希望される方は下記の通りお手続きをお願いいたします。

※平成28年4月以降に母子健康手帳の交付を受けられる方は、お手続きは必要ありません。

※市が実施する子宮頸がん検診は、「集団検診」・「個別検診」・「妊婦健診」と同時検診か、いずれかを年度内に1回のみ受診できます。

手続き場所：健康管理課（市役所の開庁時間）

持ってくるもの：母子健康手帳・交付している助成券

※妊婦さん本人の手続きが難しい場合は代理の方への交付も可能です。

お問合せ先：健康管理課 健康推進係 43-1146

(文書取扱：健康管理課 健康推進係)

助産師ケア助成券の交付について

西都市では、助産所で助産師のケアを受けた際に利用できる助成券の交付を行います。

○対象 妊産婦（妊娠中又は出産後1年以内の方）

○利用できる助産所及びケア

- ・宮崎県助産師会に所属する助産所で利用できます。
- ・助産師ケアとは
 - ①妊娠、出産及び育児に関する相談
 - ②沐浴指導
 - ③骨盤及び乳房ケア
 - ④ベビーマッサージ

※平成28年4月1日以降のケアが対象になります。

○助成券 同一年度内において10枚を限度にお渡しします。
（1枚＝1,000円助成）
有効期限は、交付の日から1年間です。
（ただし、お子さんの1歳の誕生日まで）

○申請方法 事前に健康管理課健康推進係に申請をしてください。
申請の際は母子健康手帳、印鑑をご持参ください。

申請手続き等でご不明な点がございましたら、健康管理課健康推進係（43-1146）までお問合せください。

（文書取扱：健康管理課）

入院時の食事代が 平成28年4月から一部変更になります

入院時の食事代は、ほかの診療などにかかる費用とは別に、1食あたり下記の標準負担額を自己負担します。

その食事代が平成28年4月分から一部引き上げられます。
なお、住民税非課税世帯については据え置かれます。

◇入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

一般・上位所得者・現役並み所得者		360円※1
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円※2
低所得者Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	160円※2
低所得者Ⅰ		100円※2

※1 一般・上位所得者・現役並み所得者の入院時食事代は、平成28年3月分までは260円。平成30年4月からは460円に引き上げられる予定です。

なお、小児慢性特定疾患児童等や指定難病患者等については、260円に据え置かれます。

※2 食事代の減額には標準負担額減額認定証の申請が必要ですので、職場の健康保険担当窓口、または国民健康保険及び後期高齢者医療保険の場合は市役所健康管理課（43-0378）で手続きをしてください。

なお低所得者Ⅱの方で、入院日数が90日を超える場合は、再度手続きが必要になります。

（文書取扱：健康管理課 国保係・高齢者医療係）

「市民提案型まちづくり事業補助金」について 市民によるまちづくりをサポートします

市では「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助します。そのような事業等の実施を考えておられる市民活動団体等の方は、市民協働推進課にお問合せください。

市のホームページにも情報を掲載していますのでご確認ください。

○補助金名：「市民提案型まちづくり事業補助金」

○補助の区分と内容：

(1) 初期活動サポートコース

市民活動団体等が市のために公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の90%以内で30万円以下
(2回目は27万円以下、3回目は24万円以下)

(2) 西都づくりサポートコース

市民活動団体等が企画して、西都市のまちづくり(地域の課題解決、イベントを含む)のために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の80%以内で50万円以下
(2回目は45万円以下、3回目は40万円以下)

○申請期間：11月30日(水)まで

※ 補助金の交付状況により変更する場合があります。

※ この補助金は、申請内容の審査会を行い、交付の可否が決定されず。

<問合せ先> 市民協働推進課 43-1204

(文書取扱：市民協働推進課)

ごみの分別・出し方について

ごみの分別・出し方につきましては、下記の資料をご活用ください。

- 【B3両面】ごみ収集計画表・ごみの分け方・出し方(平成24年2月)
- 【冊子】家庭ごみの分け方・出し方豆辞典(平成25年4月改訂版)

必要な方は西都市役所生活環境課(南庁舎)又は情報コーナー(本庁舎)、各支所に置いてありますのでご利用ください。また、最近お問い合わせの多かった品目を紹介しますので、参考にしてください。

【毛布(もうふ)】 燃やせるごみで出してください。収集袋に入らないものは粗大ごみです。粗大ごみで出す場合は一枚ずつ80cm以内に折りたたみ、ひも等で縛って出してください。

【ふとん圧縮パック(ビニール製)】
燃やせるごみで少量ずつ出してください。

【剪定くず】 家庭で出た庭木の剪定くずは燃やせるごみで出してください。ただし、袋に入らない枝については、葉を落として長さ80cm以下に切って、ひもなどで縛り「粗大ごみ置場」へ持ち込むこともできます。(直径12cm以下)

【蛍光灯】 燃やせないごみで出してください。飛散防止のために蛍光灯の空き箱等を利用して出してください。長い蛍光灯は袋から出ていても収集します。

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

平成28年度農作業料金（参考）について

※この表は、10a当たりの標準的な賃金です。

※稲刈りについて倒伏等により作業困難な場合は、その困難の程度により標準賃金に上乗せしてください。

※飼料用イネ等について、紙・ラッピングフィルム等は上記作業料金に含まれておりません。

※圃場条件・作業内容などが通常と異なる場合には、「たのむ人」・「たのまれる人」が相談して決めてください。

作業種目	単位	金額(円)	備考	作業種目	単位	金額(円)	備考		
荒田耕起	10a当たり	5,000		刈取	ディスクモア	10a 当たり	2,000		
荒代	〃	2,800		反転・ 集草	テッダーレーキ	〃	1,000	1回当たり	
機械畦ぬり	1m当たり	40			ヘイメーカー	〃	1,000	1回当たり	
植代	10a当たり	3,900		刈取から反転・集草まで		〃	5,500	反転3回・集草1回の時	
荒田～仕上げまで	〃	10,000		飼料用 イネ等	ヘイベラー	1ヶ	130		
田植(機械植え)	〃	5,600	施肥を含む6,000円		梱包	ロールベラー	〃	1,000	1.0m カッティングロールは300円高
荒田～田植まで	〃	15,500	請仕事(畦ぬり含む)		ロールベラー	〃	1,200	1.1m カッティングロールは300円高	
コンバイン刈り取り	〃	13,400	補助員別途		ロールベラー	〃	1,500	1.2m カッティングロールは300円高	
バインダー刈り取り	〃	6,000			ロールベラー	〃	1,700	1.3m カッティングロールは300円高	
ハーベスター	〃	4,500			ラッピング	ラッピング マシン	〃	1,500	1m～1.1m
脱穀 (ハーベスター含む)	1袋	300	コンバイン用袋 30kg			〃	2,000	1.2m以上	
稲わら梱包	10a当たり	5,000		ロール運搬		〃	200	1km未満	
一般作業	8時間	5,600				〃	400	2km以上は500円	
時間賃金	1時間	693		ロール梱包から ラッピングまで		〃	2,300	1m未満	
						〃	2,500	1.0m カッティングロールは300円高	
						〃	3,300	1.2m カッティングロールは300円高	
						〃	3,500	1.3m カッティングロールは300円高	

(文書取扱：農業委員会)

西都市 6次産業化推進事業補助金のご案内

6次産業化を目指す農林漁業者の皆様へ

市では、農林漁業者の所得向上を図るため、本市の農林漁業者が生産等を行った農林水産物を加工・販売する6次産業化の取組みに対して補助金を交付します。

■補助内容

事業名	施設整備等事業	商品開発等事業
対象経費	・本市の農林水産物の 新たな 加工に必要となる施設の整備、機械の導入に要する経費 ※申請者が既に取組んでいる加工に関する施設整備や機械導入・更新等は認められません。	・本市の農林水産物や加工品を活用した新たな商品開発に要する経費 ・既存商品の改善・改良に要する経費 ・上記商品の販路拡大・販売促進に要する経費
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）	補助対象経費の3分の2以内（上限30万円）

■対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、市税等の滞納のない方
- ・認定農業者又は3戸以上の農林漁業者により構成された団体。ただし団体は、規約等の定めのあるものに限ります。

■申込み 事前の申し込みが必要になります。

- ①西都市農林水産業6次産業化推進事業申込書
 - ②作業工程表
 - ③見積書（施設整備等事業のみ）
 - ④図面（施設整備等事業の施設整備のみ）
 - ⑤カタログの写し（施設整備事業の機械導入のみ）
- ※①、②については農政課に備えています。

■受付

随時、申し込みを受け付けています。ただし、先着順とし、予算額に達した時点で受付を終了します。

（文書取扱：農政課食創生推進係 43-0382）

西都市地域特産品開発支援事業補助金のご案内

市では、今年度の新規事業として、本市の新たな魅力を創出することを目的として、市内で生産される農林水産物を活かした特産品の開発事業等を実施する団体に対して補助金を交付します。

この補助金は新商品開発に限らず、既に販売されている商品の改良や、販売促進事業にも活用することができます。

- ### ■補助対象となる事業
- ① 新たな地域特産品を開発する事業
 - ② 既存の地域特産品を改良する事業
 - ③ 地域特産品の販売促進事業

■補助対象者

市内に住所又は活動の拠点を有する者3人以上で組織された団体。ただし団体は、規約等の定めのあるものに限ります。

■補助対象経費

- ① 地域特産品の開発、改良に要する経費
- ② 商品のパッケージ、ラベル等の作製に要する経費
- ③ 地域特産品の販売促進に要する経費

■補助金の額

補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

■申請方法

申請書類等は西都市役所農政課食創生推進係でお渡しします。その際に補助事業の概要及び注意事項等をご説明します。

■申請受付期間及び場所

受付期間：4月18日（月）～5月13日（金）
受付時間：土日祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで
受付場所：農政課の窓口まで直接ご持参ください。

■審査・決定

この事業は、申請後、西都市地域特産品開発支援事業補助金審査会にて厳正な審査を行った上で補助金の交付の可否を決定します。

よって、申請された事業内容すべてには補助金が交付されない場合がありますのでご理解ください。

（文書取扱：農政課食創生推進係 43-0382）

住宅取得等に対する助成のお知らせ

市では、人口減少対策として、移住・定住の促進に取り組んでいます。その対策の一環として、市では平成28年4月1日より住宅の取得を行った方や賃貸住宅にお住まいの方への助成を行うこととしておりますので、次のそれぞれの要件に該当する方は、下記問合せ先までお問い合わせください。

●住宅取得等助成

平成28年4月1日以後に住宅の取得または改修を行った方で、世帯主又はその配偶者が40歳未満の世帯または中学生以下の子どもを養育している世帯が対象となります。助成内容は次のとおりです。

住宅の取得または改修の種別		助成金額	加算
新築住宅（新たに建設され、まだ人の居住の用に供したことがない住宅）の工事を行った方または新築住宅を購入された方	西都市内の事業者を介している場合	上限50万円 （転入者[平成28年4月1日以後に西都市に転入した方であって、過去3年間西都市に住民票を有したことがなく、かつ、転入後6か月以内の方をいいます]の場合は、100万円）	中学生以下の子どもを養育している場合、中学生以下の子ども1人当たり10万円を左記の金額に加算します。
	上記以外の場合	上限20万円（転入者の場合は、70万円）	
中古住宅（新築住宅以外の住宅）を購入された方		上限30万円（転入者の場合は、50万円）	
住宅改修を行った方		上限20万円	なし

●住宅家賃助成 賃貸住宅にお住まいの方のうち、条件を満たす方が対象となります。助成内容は次のとおりです。

要件	助成金額	加算
中学生以下の子どもと同居している方のうち、平成28年3月1日以後に西都市に転入した方であって、過去3年間西都市に住民票を有したことがない方	家賃の月額から住宅手当等を差し引いた額の2分の1（上限1万円）	中学生以下の子どもを2人以上養育している場合、中学生以下の2人目以後の子ども1人当たり5,000円を左記の金額に加算します（上限あり）。
新婚世帯（過去1年以内に婚姻の届出をされた方）	家賃の月額から住宅手当等を差し引いた額の2分の1（上限5,000円）	転入者である場合、5,000円を左記の金額に加算します（上限あり）。

※ いずれの助成金につきましても、その他の条件がありますので、詳細につきましては、総合政策課まで直接御連絡ください。

●問合せ先 総合政策課さいとアピール係 32-1011

（文書取扱：総合政策課）

空き家を移住者用に活用する方へのお知らせ

市では、人口減少対策として、移住・定住の促進に取り組んでいます。その対策の一環として、空き家を移住者用に活用する方への助成を行うこととしております。次のそれぞれの事業を実施する方（団体）は、下記までお問合せください。

●空き家改修等助成金

移住者用に空き家の所有者（登記事項証明書に記載されている方）が実施する次の事業が対象となります。

空き家を改修	上限100万円
空き家の家財道具等の撤去	上限10万円
移住者との契約に係る仲介手数料	1件当たり3万円

●空き家有効活用促進事業補助金

移住者用に空き家を購入、改修または家財道具等の撤去を行う団体に対し、補助金を交付します。

空き家を購入	上限50万円
空き家の改修	上限100万円
空き家の家財道具等の撤去	上限10万円

※ いずれの補助につきましても、市の空き家バンクに登録していただくなどの条件がありますので、詳細につきましては、西都市総合政策課まで直接ご連絡ください。

●問合せ先

総合政策課さいとアピール係 32-1011

（文書取扱：総合政策課）

『ファミリーたて野』分譲価格 大幅引き下げ

西都市穂北にある西都市所有の分譲地「ファミリーたて野」の分譲価格を大きく見直しました。近年の土地価格の大きな変動に対応するため、不動産鑑定調査を実施し、約34%の引き下げとなる下記価格帯での販売となりました。この機会にぜひご検討ください。

なお、詳細につきましては、西都市のホームページまたは、下記までお問合せください。

- 【物件所在地】 西都市大字南方（立野地区）
【区画数及び面積】 11区画（面積：350.42㎡～414.20㎡）
【価格帯】 3,924,000円 ～ 4,473,000円（引下率34.1%）
※1㎡あたり10,800円 ～ 11,200円
【問合せ先】 財政課 契約管財係（43-0377）

（文書取扱：財政課）

春の全国交通安全運動が始まります

4月6日（水）～15日（金）

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

正しいルールと歩行者優先で交通安全を心がけ、子どもや高齢者を交通事故から守りましょう。

- 自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則の周知徹底）
- 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- わき見・ぼんやり等の漫然運転の追放（県独自）
- セーフティエコドライブの推進（県独自）

（文書取扱：生活環境課）

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{〈所得のめやす〉 } 118 \text{ 万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} \}$$

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課年金係にご持参ください。

- 窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- 在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので、両面のコピーが必要です）
- 印鑑 ●申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がありましたら市民課年金係（43-1221）にお尋ねください。

（文書取扱：市民課）

西都市生きがい交流広場の 連絡先・管理体制が変更になります

4月1日（金）より、社会福祉法人西都市社会福祉協議会が、「西都市生きがい交流広場」及び、施設内にある「西都市市民活動支援センター」の指定管理者になりました。今後は、使用申請・許可・各種相談等が窓口で出来ますので、お気軽にご利用ください。つきましては、連絡先や管理体制が以下のとおり変更になりましたので、お知らせいたします。

【4月1日からの連絡先】 TEL：32-0910 FAX：32-0909

【4月1日からの管理体制】

社会福祉法人西都市社会福祉協議会／総務課・地域福祉係が、地域福祉センターから移転して管理することになります。ボランティアセンター事業や小地域ネットワーク事業等の窓口業務も、西都市生きがい交流広場になります。詳しい管理体制や窓口業務につきましては、5月15日（日）に発行予定の「社協だより」でお知らせいたします。

【その他】開館時間や利用時間につきましては、変更ありません。

（文書取扱：福祉事務所）

（新）地域包括支援センター設置のお知らせ

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護・福祉・健康・医療のさまざまな面から総合的に支えるために設置されています地域包括支援センターを新たに1か所設置いたします。

- 【名称】 西都市北地区地域包括支援センター
- 【設置日】 平成28年4月1日
- 【場所】 西都市御舟町2丁目63番地（市役所前交差点そば）
- 【電話番号】 32-9595 【FAX番号】 32-9596
- 【担当地区】 妻北地区・穂北地区・東米良地区

新しい地域包括支援センターの設置に伴い、西都市社会福祉協議会が設置運営しています西都市地域包括支援センターは以下のとおり変更となります。

- 【名称】 西都市南地区地域包括支援センター
- 【担当地区】 妻南地区・三納地区・都於郡地区・三財地区

※妻北地区・穂北地区・東米良地区にお住いの高齢者の方の相談窓口は、平成28年4月1日から新しい地域包括支援センターになります。

（文書取扱・問合せ先：健康管理課 介護保険係 43-3024）

平成28年度前期技能検定試験が実施されます

技能検定は、職業能力開発促進法に基づいて、働く人たちの技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。合格者には、合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

●受検申請受付 4月4日(月)～15日(金)(当日消印有効)

●実施職種及び等級

1級・2級	園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、鉄工、建築板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾
3級	園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾
単一等級	路面標示施工

●受検資格

等級・職種により要件が異なるので、下記の宮崎県職業能力開発協会へご確認ください。なお、4月より、西都市役所の情報コーナー・商工観光課でも受検案内及び受検申請書を配布しています。

●試験の実施等

実技試験及び学科試験(実施日は、6月2日(木)から9月7日(水)までの間で別途指定されます)

●受検手数料

実技試験…11,900円～17,900円(職種等により異なります)
学科試験…3,100円

●合格発表 9月30日(金) ※3級は8月26日(金)

●受検申込・問い合わせ先

宮崎県職業能力開発協会 技能検定課
〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3
電話 0985-58-1570 F A X 0985-58-1554

(文書取扱：商工観光課)

木造住宅・木造倉庫販売のお知らせ

県立産業技術専門校木造建築科の生徒が実習で建築した「木造住宅(骨組みのみ)1棟・木造倉庫(骨組みのみ)5棟」を販売します。

■販売価格

- ①木造住宅 (延べ面積113.72㎡) 422,350円
- ②木造倉庫 3棟(延べ面積9.72㎡：切妻)1棟あたり 34,502円
- ③木造倉庫 2棟(延べ面積9.94㎡：片流れ)1棟あたり 38,055円

■販売条件

- 解体・運搬(搬出)を5月30日(月)までに行える方
- 解体・運搬・建築等に伴う手続は、すべて購入者で行うこと。
- 販売等営利を目的とした申込みはできません。
- 販売する木造住宅は、展示現状渡し、ただし設備機器、扉、サッシ、基礎を除く。
- 販売する木造倉庫は、骨組みのみです。ただし、③については、高鍋校にて受取・運搬(搬出)を行うこととなります。

■申込期間

4月15日(金)から5月9日(月)まで

※上記期間の月曜～金曜(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時

■申込方法

- 県立産業技術専門校の備え付けの申込票に記入してください。
- ※木造住宅の申込者が2名以上の場合は、5月16日(月)14時から抽選を行います。
- ※木造倉庫の申込者が6名以上の場合は、5月16日(月)15時から抽選を行います。

■問合せ先

県立産業技術専門校 管理課 西都市大字右松362-1
(42-6501)

- 見学できる日時：平日(祝日を除く)の午前9時から午後4時まで
※住宅のみ

(文書取扱：商工観光課)

携帯電話エリア化のお知らせ

平成28年3月18日、携帯電話基地局「西都岩井谷局」、「西都尾八重局」の開局に伴い、下記のとおり携帯電話のエリア化が行われました。

今回の携帯電話エリア化については、総務省、宮崎県、NTTドコモ社の工事費負担により行われました。

これにより、尾八重地区、岩井谷地区の住宅や避難施設等の公共施設でNTTドコモ社の携帯電話が利用できることになり、山間地域の安心安全又は生活の利便性の向上に期待することができます。

また、高速通信規格のLTE通信に対応しており、大容量の高速データ通信が可能となります。

<事業名称>

平成27年度携帯電話等エリア整備事業（無線システム普及支援事業）

<エリア化された地域・施設等>

○岩井谷地区

- ・岩井谷公民館及び公民館周辺の集落

○尾八重地区

- ・尾八重牧場 ・眺峰館 ・尾八重小学校跡
- ・有楽椿の里 ・ひむか神話街道の一部
- ・尾八重集落

(ご注意)

携帯電話の基地局（鉄塔）が見えない場所（山の裏手）や見通しが良くても電波が弱くなる程の遠方では通信ができない場合があります。

また、気象条件により一時的に電波が入らない場合も考えられます。

(文書取扱：総合政策課)

伊東マンショ講演会・演奏会を開催します

西都市に生まれ、中世時代ローマ法王に謁見するという偉業を成し遂げたマンショの肖像画が、一昨年、イタリアで発見されました。そして、この肖像画の展覧会を、今年9月宮崎で開催されることが決まりました。

この展覧会に先立って、今年5月に訪日されるトリブルツィオ財団（所有者）を本市に招き、講演会・演奏会を開催する予定にしております。

講演会では、マンショ肖像画が発見された経緯や評価について、また、演奏会では、川南町モーツァルトオーケストラ・合唱団による「伊東マンショ交響詩曲」等を演奏・合唱していただくことにしております。

皆様、是非ともご覧くださいませよう、よろしく願いいたします。

- 日 程 5月21日（土） 開演14時
演奏会（川南町モーツァルトオーケストラ・合唱団） 14:10～14:50
講演会（トリブルツィオ財団関係者） 15:00～15:40
合唱（市内中学生生徒） 15:40～16:00
- 会 場 西都市市民会館
- 主 催 西都市教育委員会・西都市
- 講演内容 肖像画発見に至る経緯やイタリアでのマンショの評価等
- 演奏内容 「伊東マンショ交響詩曲」
GILLEの「きっと」市内中学生による合唱等
- そ の 他 日程の時間等につきましては、現段階の予定であり、変更することも考えられます。

(文書取扱：社会教育課 文化財係 43-0846)

「基礎からインターネット」講座

超初級からの学習になります。

興味のある方はこの機会に是非参加してみませんか。

【パソコン入門〈基礎的な操作の学習〉】

①キーボードやマウスを使えるようにしましょう。マウス操作の練習は、トランプゲームで楽しみながらの学習。

【インターネット編〈基礎的な操作の学習〉】

①インターネットを見てみよう。学習時間内に、講師の指導の下、安全にいろいろな動画を楽しもう。

②メールを使ってみよう。（メール作成など）

開講日：5月9日（月）[毎月第2・4月曜日] 19時～21時（全4回）

場 所：西都市勤労青少年ホーム（2階集会室）

条 件：西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

費 用：テキスト代1,000円／登録料200円（両方初回のみ）

準備物：ご自分のノートパソコンをお持ちください。

定 員：10名（応募者多数の場合は抽選となります）

申込み：窓口で直接か、Tel・FAXでお願いします。

4月1日～28日（日曜祝日は休館）※受付時間は13～21時

問合せ：西都市勤労青少年ホームTEL・FAX（32-6301）

（文書取扱：商工観光課）

「草木染め（染色）」講座

草木染めってどうするの?・・・という初心者向けの講座です。

実は、手順を覚えればご家庭でも楽しめるもので、この講座では、基本の染め方を中心に学習していきます。若葉かおるこの季節に、新しい事にチャレンジしてみませんか。

開講日：5月17日（火）13:30～15:30

講座日：5月17、24、31日（全3回）

場 所：西都市勤労青少年ホーム（1階 調理室）

条 件：西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

材料費：1回（1,000円）／登録料200円（初回のみ）

準備物：エプロン・軍手・ゴム手袋

定 員：10名（応募者多数の場合は抽選となります。）

申込み：窓口で直接か、Tel・FAXでお願いします。

4月1日～28日（日曜祝日は休館）※受付時間：13～21時

問合せ：西都市勤労青少年ホーム TEL・FAX（32-6301）

（文書取扱：商工観光課）

手話奉仕員養成講座のお知らせ

西都手話サークルでは、手話を通じて聴覚障がい者との交流をはかり、お互いに理解し合うことを目的とした手話奉仕員養成講座を次のとおり開催します。あなたも一緒に手話をしてみませんか。

【日程】毎週火曜日 午後7時30分～午後9時30分（5月10日～平成29年3月21日）

【場所】西都市公民館 2階 【開講日】5月10日（火）

【必要なもの】印鑑・筆記用具・受講費用5,754円（受講費用内訳・・・①テキスト資料代3,754円、②県聴障協ニュース2,000円）

【申込先】福祉事務所障害福祉係 【受付時間】4月1日（金）～5月9日（月） 平日午前8時15分～午後5時15分

※詳しいことは、福祉事務所障害福祉係（43-1206）までお問い合わせください。

（文書取扱：福祉事務所）

「手捏ねでパンづくり」講座開催のお知らせ

機械を使わない「手捏(ご)ね」で、おいしいパンの作り方をいちから学びます。講師の先生が楽しく、優しく教えてくださいます。パンづくり初心者の方も大歓迎です。

開講日 : 5月18日(水) [毎月第3水曜日] 10時~13時 (全7回)
 場 所 : 西都市働く婦人の家 (コミュニティプラザパオ2階)
 条 件 : 市内在住・在勤の社会人の方ならどなたでも参加できます。
 費 用 : 材料費1,000円程度/友の会費 200円(初回のみ)
 準備物 : エプロン・三角巾
 定 員 : 10名 (応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

【申込み】

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。
- ※必要事項…①氏名(フリガナ)、②住所、③電話番号・FAX番号、④年齢、⑤区分(女性労働者、主婦、その他、男性のいずれか)、⑥講座を何処で知ったかをご記入ください。
- ※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

受付時間 : 月~金曜 9時30分~20時まで
 土 曜 9時30分~16時まで (日曜祝日は休館)
 受付期間 : 4月1日(金)~28日(木)※最終日消印有効
 問合せ先 : 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱 : 商工観光課)

「はじめてのパソコン」講座開催のお知らせ

初心者向けのパソコン講座です。電源を入れるところから始まり、キーボード・マウスの操作まで、パソコンの基礎知識・基本操作方法を学びます。これからパソコンをはじめようと思っている皆さま、いかがでしょうか。

開講日 : 5月20日(金) [毎週金曜日] 19時~21時 (全8回)
 場 所 : 西都市働く婦人の家 (コミュニティプラザパオ2階)
 条 件 : 市内在住・在勤の社会人の方ならどなたでも参加できます。
 費 用 : テキスト代1,000円程度(初回のみ)/友の会費200円(初回のみ)
 準備物 : ご自分のノートパソコンをお持ちください。
 定 員 : 10名 (応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

【申込み】

- 窓口で直接か、往復はがき・FAXでお申込みください。
- 往復はがき・FAXの場合、必要事項をご記入の上、「〒881-0012 西都市小野崎1-66西都市働く婦人の家」までご応募ください。
- ※必要事項…①氏名(フリガナ)、②住所、③電話番号・FAX番号、④年齢、⑤区分(女性労働者、主婦、その他、男性のいずれか)、⑥講座をどこで知ったかをご記入ください。
- ※返信はがきの裏面には、何も記入しないでください。

受付時間 : 月~金曜 9時30分~20時まで
 土 曜 9時30分~16時まで (日曜祝日は休館)
 受付期間 : 4月1日(金)~28日(木)※最終日消印有効
 問合せ先 : 西都市働く婦人の家 TEL. 32-6300 FAX. 32-6333

(文書取扱 : 商工観光課)

離乳食講座（ピヨピヨ学級）のご案内 食育は離乳食づくりからはじまります

赤ちゃんとの生活に慣れてきた頃、そろそろ離乳食が始まります。「うまく作れるかな?」「ちょっと面倒かな?」そんな保護者のために、簡単に作れるコツをお伝えします。「家族のごはんを赤ちゃんに合わせてひと工夫」のとりわけメニューを、いっしょに楽しく作ってみませんか?

離乳食の進め方がわからない、どのくらいの量をあげていいかわからないなどのお悩みをお持ちの保護者の方、ぜひご参加ください♪

日時 : 5月12日(木) 午前10時~11時30分
(受付9:45~)

場所 : 西都市児童館

対象 : 生後3か月~1歳3か月児及び保護者
(定員10組)
※初回の方を優先させていただきます。

内容 : 栄養士による離乳食の話
・離乳食調理実習・離乳食の試食
・個別相談

持参する物 : 母子健康手帳
お子さんの飲み物 エプロン・三角巾

参加希望の方は5月6日(金)までに健康管理課(43-1146)までお電話ください。必ず申し込みが必要です。

(文書取扱:健康管理課 健康推進係)

西都市ふるさと納税謝礼品を募集します

本市では現在、「ふるさと納税」により本市へ寄附をされた方へ、謝礼品として地元特産品等を贈呈することになっていますが、これに伴い、謝礼品を送る事業者等においては、商品の販路拡大や商品のPRにつながっています。

そこで本市では、今以上に魅力ある「ふるさと納税謝礼品」を開拓するため、この地元特産品等を提供していただける事業者等を募集します。採用されますと「ふるさと納税」案内パンフレットへの掲載や市ホームページ等でPRを行います。商品のPRを県内外に広めたい方は、ぜひ御応募ください。

●募集する地元特産品等提供事業者等の要件

- ①本市で栽培、製造、加工、販売、サービス等を行っていること。
- ②事業者は、市税について滞納がないこと。
- ③事業者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者

●募集する地元特産品等の要件

- ①市内で生産する農畜産物等
- ②市内で製造し、または販売されている地場産品等
- ③市内で実施する体験型事業等

●地元特産品等の価格

5,000円または1万円程度

●応募方法

西都市総合政策課まで直接御連絡ください。

●問合せ先

総合政策課さいとアピール係 32-1011

(文書取扱:総合政策課)

パソコン点訳ボランティアを募集します

視覚障害者は、点字情報を待っています。点字を覚え、パソコン点訳のボランティアをしてみませんか。

初年度は宮崎県から委託された点訳ボランティア養成講座を受講し、2年目からは行政の広報誌等の点訳その他の作業に携わっていただきます。

- 開講式 4月26日(火)午後1時30分～
- 講習日時 毎月第2、第4火曜日 午後1時30分～午後3時30分
- 場所 高鍋町老人福祉館
- 経費 年会費2,500円(保険料を含む)
 ※初年度のみテキスト代1,100円(個人負担)
 ※パソコンは個人所有のものを持参してください。
- 申込先 高鍋町視覚障害者福祉会
 大西 覚 (090-2850-5009)
 水筑 悦子 (090-7984-6454)
 ※締切は4月19日(火)

(文書取扱：福祉事務所)

市内中学・高校生のみなさん ジュニア・リーダークラブに入ってみませんか

西都市ジュニア・リーダークラブは、子ども会のお手伝いやボランティア活動などを行うクラブです。活動プログラムを作成したり、レクリエーションやゲーム、バルーンアートや各子ども会に行ってそのお手伝いなどを行います。新中学1年生～高校3年生までで興味のある方は、参加と一緒に活躍してみませんか？

- ◆活動内容 夏休みに2泊3日のリーダー研修(延岡市むかばき)、クリスマス会の開催、祭りなどでのボランティア活動、宮崎県内のジュニア・リーダーとのキャンプや交流会、出張子ども会など
- ◆活動日 毎月第3日曜(家庭の日)午前+イベント実施の日
- ◆入会条件 西都市内に在住の中・高校生
- ◆年会費 2,000円
- ◆締切 随時
- ◆申し込み・問合せ先 西都市教育委員会 社会教育課
43-3479

(文書取扱：社会教育課)

こいのぼりの寄贈をお待ちしております

まちなかギャラリー夢たまごでは、毎年4月から5月にかけて「端午の節句展」を開催しています。

また、それにあわせてあいそめ広場においてもこいのぼりを勇壮に泳がせているところです。しかしながら、毎年傷みが生じてきていますので、飾らなくなり眠っているこいのぼりがありましたら、下記のとおりご寄贈いただくと幸いです。

【募集内容】 こいのぼりの寄付 ※吹き流し、親子など種類は問いません。

【受付期間】 4月20日(水)まで

【寄贈先・お問合せ】 まちなかギャラリー夢たまご(西都市小野崎1丁目76) 42-0027

(文書取扱：商工観光課)

「パソコン・販売基礎科」の公共職業訓練生を募集します

- 訓練の目的・・・求職中の方が再就職する為に必要なパソコン関連の知識・技能を習得。さらに資格を取得することにより早期就職を図ることを目的としています。
- 対象者・・・公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方。
- 訓練内容・・・パソコンの基本操作、ワード、エクセル、インターネットの実技活用法、マーケティングの知識やビジネスマナー等を学び、幅広い事務・販売系の仕事に対応できる技術の習得。
- その他・・・雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります。詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください。

訓練科名	パソコン・販売基礎科	定員	20名
訓練期間	6月3日(金)～9月2日(金)までの3か月		
訓練時間	9時～16時 毎週月曜～金曜(土・日・祝日・訓練休を除く)		
訓練場所	西都高等職業訓練校 西都市大字三宅2215番地 電話 43-1087 FAX 32-0006		
費用等	教材費12,182円、職業訓練生総合保険料(3か月2,450円任意加入)		
受講料	無料(ただし、資格取得のための受験料・問題集代は自己負担となります)		
応募方法	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、入校願を提出してください。		
募集期間	4月27日(水)まで		
選考日	5月12日(木) ◎受付 9:30～9:50(遅刻及び欠席の場合は辞退とみなします) ◎適性検査・面接 10:00～12:30(人数によって異なります) ※携帯品・・・筆記用具(鉛筆3本をご持参ください)		
選考会場	西都高等職業訓練校 3階大会議室 駐車場あります。		

【取得可能な資格】

- ・コンピュータサービス技能評価試験
ワープロ技士・表計算技士(3級・2級)
- ・日本商工会議所主催 販売士検定(3級)

【カリキュラム内容】

オリエンテーション、コンピュータ概論、Windows基礎、文書作成(基礎・応用)、表計算(基礎・応用)、インターネット・電子メール、販売管理、地域観光マーケティング、ホームページ作成、プレゼンテーション、総合演習、就職支援

総訓練時間 375時間(63日間)

学科 153時間(26日)

実技 222時間(37日)

実施主体：宮崎県立産業技術専門校

電話 42-6509、42-6510

FAX 42-6511

- 問合せ先・・・ハローワーク高鍋 0983-23-0848
ハローワーク宮崎 0985-23-2245

(文書取扱：商工観光課)

空き店舗を活用してみませんか 「西都市商店街空き店舗活用推進事業補助金(募集)」

市では、空き店舗を有効活用して商店街の機能充実や活性化にチャレンジする事業者や市民団体を支援していくための補助金制度を設けています。商店街活性化の独自のアイデア等ありましたら、是非、ご応募ください。

1. 対象店舗 商店会等に所在する商店街の空き店舗が対象となります。詳しくは商工観光課までおたずねください。

2. 補助事業者

対象店舗に出店する事業者で、次の各号に該当することが必要です。

- 市税等の滞納がないこと
- 対象店舗の所有者、所有者の配偶者及び二親等内の血族又は姻族並びに所有者と生計を一にする者でないこと
- 業種は、原則として物販、飲食又はサービスを主としたものであること
- 原則として週5日以上、昼間（午前10時から午後5時までをいう）の営業ができ、かつ、出店後2年以上継続して営業ができること
- 直接、営業に携わること
- 既に市内の店舗において事業を営んでいる場合においては、当該店舗の移転ではないこと

次に掲げる事業及び事業者等は補助金交付の対象となりません。

- 法令に違反するもの
- 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とするもの
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主な目的とするもの
- 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 法律に規定する暴力団、又は暴力団やその構成員の統制下にある団体
- 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

3. 補助の内容

当該対象店舗の開業に必要な改装・設備資金及び月額家賃（敷金、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用を除く）

1 年 目	開業資金	開業に必要な改装・設備経費の2分の1以内の額（千円未満は切り捨てる）	上限50万円。初回限り
	家賃	月額家賃の10分の8に相当する金額（千円未満は切り捨てる）	上限8万円
2 年 目	家賃	月額家賃の10分の5に相当する金額（千円未満は切り捨てる）	上限5万円

4. 補助申請の募集期間 4月28日（木）まで ※申請用紙は商工観光課商工振興係にあります。

募集後に審査会を行い補助事業者を決定します。審査会開催日未定ですが5月下旬開催を検討中です。

5. その他

申請者には、補助申請後、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます（後日、日程につきましてご連絡します）。

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

家庭内の問題(夫婦・親子、結婚・離婚、相続など)や、隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

- 日 時 4月19日(火)
午前10時から午後3時まで
- 場 所 市役所南庁舎1階
- 相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

- パソコンから(大人・子ども共通)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

県発達障害者支援センター出張相談について

西都市では毎週1回、宮崎県発達障害者支援センター出張相談が次のとおり開催されております。

日 時： 毎週火曜日 10時～16時

場 所： 市コミュニティセンターほか
※日によって場所が異なることがありますので、事前にご確認をお願いします。

対象者： 発達障害を持たれる方及びその家族または関係する方

※詳しくは、福祉事務所障害福祉係(43-1206)までお問合せください。

(文書取扱：福祉事務所)